

平成 25 年 5 月 31 日

大学院法学研究科委員会 殿

## 課程博士学位請求論文審査報告書

学位請求者 高嶋 陽子

学位請求論文 武力紛争における国際人権法と国際人道法の交錯

### 審 査 委 員

主査 法学部教授 森川 幸一

副査 法学部教授 内藤 光博

副査 法学部教授 広瀬 崇子

高嶋陽子の課程博士学位請求論文について、平成 25 年 5 月 14 日の法学研究科委員会において、学長による審査付託を前提として審査委員（主査及び副査）が選出され、同年 5 月 23 日に学長からの付託により審査委員会が設置された。審査委員は慎重な論文審査を行い、5 月 25 日に、審査委員 3 名による最終試験（口述試験）を実施した。

最終試験実施後、審査委員会は、論文審査及び最終試験の結果に基づき、高嶋陽子には、博士の学位を授与される適格性が十分にあると判断したので報告する。

## 審査報告

### I. 学位請求論文の要旨

#### 1. 本論文の目的

本論文は、武力紛争時の国際人権法と国際人道法との関係をめぐる国際法上の議論を分析・整理・検討し、現在の通説的理解に対して再考を迫るものである。両法の関係は、とりわけ第二次世界大戦後の国際社会における人権の国際的保障への関心の高まりと、武力紛争時の犠牲者保護に関する人道法の発展という過程において生じ議論されてきた。「人権法 (human rights law)」は、一般に国家とその国民との関係を規律する法であり、平時に妥当する法 (law of peace) であることから、戦争や武力紛争においては一般にその適用が制限されてきた。これとは対照的に、「人道法 (humanitarian law)」と呼ばれる一連の法規範は、武力紛争という特殊な状況に妥当し、戦時法 (law of war) の系譜に属する法として、主に戦争時の交戦者間の関係や武力紛争当事国と文民との関係での適用が想定されている。しかしながら、両法の法的性格や妥当基盤の違いにもかかわらず、現在の通説的理解では専ら両法の交錯や関連性が注目され、両法は補完的または統合的であると説かれる。しかし、両法の交錯や関連性がいかなる場面で問題となり、それが具体的にいかなるものであるかについては、必ずしも明確な解答が与えられているわけではない。現代国際法において国際人権法と国際人道法との関係をどのように捉え、理解し、位置付ければよいか。本論文は「武力紛争における国際人権法と国際人道法の交錯」の問題を、理論、規定構造、適用事例の3つの角度から再検討することで、これまで「形式的・平面的」に扱われてきたこの問題を、その法的基盤にまでさかのぼり「多角的・立体的」に捉え直すことを目的とするものである。

#### 2. 本論文の構成

本論文は、序論、本文（全3部、全6章）、結論及び参考文献・資料から構成され、その詳細は以下のとおりである。

#### 序論

第1節 問題の所在

第2節 研究の射程及び構成

#### 第1部 国際人権法と国際人道法の交錯の理論状況

第1章 伝統的議論枠組

第1節 議論背景—国連における議論の混乱

- 第 1 項 「武力紛争における人権」—国際人権会議決議 23 (1968)
- 第 2 項 「武力紛争における人権の尊重」—総会決議 2444 (1968)
- 第 3 項 「武力紛争における人権の尊重」—事務総長報告書 (1969)
- 第 2 節 分離説の存立基盤
  - 第 1 項 戦時平時二元論
  - 第 2 項 規範枠組及び保護法益
- 第 3 節 分離説の意義と限界
- 第 2 章 交錯の法的根拠
  - 第 1 節 補完説の内実
    - 第 1 項 欠缺補充
    - 第 2 項 履行確保制度
  - 第 2 節 統合説の理論的位置
    - 第 1 項 人権法と人道法の統一的把握
    - 第 2 項 体系的統合の可能性
  - 第 3 節 「交錯」の多義性
- 第 2 部 国際人権法と国際人道法の適用範囲**
  - 第 3 章 武力紛争における人権法の適用範囲
    - 第 1 節 緊急事態における継続適用可能性
      - 第 1 項 自由権規約
      - 第 2 項 ヨーロッパ人権条約
      - 第 3 項 米州人権条約
    - 第 2 節 人権条約の域外適用可能性
      - 第 1 項 自由権規約
      - 第 2 項 ヨーロッパ人権条約
      - 第 3 項 米州人権条約
    - 第 3 節 小活
  - 第 4 章 武力紛争における人道法の適用範囲
    - 第 1 節 国際的武力紛争及び占領
      - 第 1 項 1949 年ジュネーヴ諸条約
      - 第 2 項 1977 年第一追加議定書
    - 第 2 節 内戦及び非国際的武力紛争
      - 第 1 項 1949 年ジュネーヴ諸条約共通 3 条
      - 第 2 項 1977 年第二追加議定書
    - 第 3 節 小活
- 第 3 部 裁判所による紛争処理過程における交錯**
  - 第 5 章 占領における人権法と人道法

- 第1節 国際司法裁判所の解釈適用権限
- 第2節 「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」事件
  - 第1項 事件概要
  - 第2項 占領における人道法の適用
  - 第3項 占領における人権法の適用
  - 第4項 小括
- 第3節 「コンゴ領における軍事活動」事件
  - 第1項 事件概要
  - 第2項 占領国の義務
  - 第3項 国際人権法及び国際人道法の違反
  - 第4項 小括
- 第4節 占領における交錯の実態
- 第6章 内戦・非国際的武力紛争における交錯
  - 第1節 ヨーロッパ人権裁判所の解釈適用権限
  - 第2節 裁判所の判断基準
    - 第1項 人権法基準説
    - 第2項 人道法基準説
    - 第3項 対立の争点
  - 第3節 内戦における力の行使の法的性格
    - 第1項 法執行活動と敵対行為の区別基準
    - 第2項 法的判断基準の二層性—*Isayeva* 事件
  - 第4節 小括

## 結論

### 参考文献・資料

#### 3. 本論文の内容（要旨）

(1)「序論」では、武力紛争における国際人権法と国際人道法の関係が、とりわけ第二次世界大戦後の国際社会における人権の国際的保障への関心の高まりと、武力紛争時の犠牲者保護に関する国際人道法の発展過程において生じ議論されてきたこと、両法の間をいかに捉えるかについては、異なる3つの学説（分離説・補完説・統合説）が混在し、いまだ明確な解答は示されていないという問題状況が示される。そのうえで、両法の間を理論、規定構造、適用事例の3つの角度から再検討することで、これまで「形式的・平面的」に扱われてきたこの問題を、その法的基盤にまでさかのぼり「多角的・立体的」に捉え直すという本論文の目的が示されている。

(2)「国際人権法と国際人道法の交錯の理論状況」を扱った第1部の第1章「伝

統的議論枠組」では、1960年代後半から国連の場で展開された「武力紛争における人権 (human rights in armed conflicts)」に関する議論にみられる「人権法」と「人道法」の概念上の混乱が指摘され、その再整理が試みられる(第1節)。そのうえで、かかる国連での議論への批判として位置付けられる伝統的な議論枠組である「分離説 (separatists)」の立場が検討される(第2節)。メイロヴィッツ (Henri Meyrowitz) に代表される「分離説」は、戦時ないし武力紛争時に国際人権法が適用されることを否定し、国際人権法と国際人道法が交錯する余地はないと主張する。

両法の歴史的発展過程をみれば、戦争違法化以前の国際法秩序においては、戦時・平時の二元的な法構造のもとで、両法の関係や重複適用の問題はそれほど意識されることはなかった。ところが、第二次世界大戦後、人権や人道に関する多数国間条約が相次いで締結されたことで、それぞれの条約の適用範囲やその相互関係をめぐる議論の基盤が生まれ、また1960年代以降は、とりわけ国連での「武力紛争における人権」の議論が国際社会で注目を集めるようになった。そうした国際社会の風潮や議論傾向を批判し伝統的議論枠組を維持する観点から、学説上も分離説が意識的に主張されるようになったことが指摘される。

分離説は、国際人権法と国際人道法のそれぞれが有する法的性格(規律対象・保護法益・妥当基盤)の違いや本質を最もよく捉える立場であると考えられ、現代国際法上もなおその存在意義を有しているとされる。しかしながら、今日では、武力紛争時の国際人権法の適用可能性を肯定する議論も有力であることから、従来の議論枠組みである分離説のみでは武力紛争における国際人権法と国際人道法の間を理論上も十分に説明しきれない場合が存在してきていることが示される。

(3) 次の第2章「交錯の法的根拠」では、現代国際法において両法が関係性をもつことを前提として、国際人権法と国際人道法の交錯を理論的に説明するために唱えられてきた「補完説 (complementarists)」と「統合説 (integrationists)」の議論の射程と法的根拠が順次検討される(第1節、第2節)。

ケニヴェ (Noëlle Quénivet) の研究に代表される「補完説」は、規定内容の不明確さや履行確保制度の不備といった、国際人道法の実体的・手続的な「欠缺」を国際人権法によって補充することを積極的に肯定する立場であると位置づけられる。補完説は、国際人権法と国際人道法が異なる法体系を構成するという伝統的な分離説の立場を一定程度共有しつつも、現行法 (*lex lata*) にみられる欠缺を解消するために両法の間を肯定的に論じる折衷的な特徴をもつため、現在では通説とされてきている。しかしながら、国際人権法による国際人道法の欠缺補充については、積極的意義と同時に、武力紛争という極限的狀態で国際人権法を適用することによって、かえって国際人権法上の厳格な基準

を緩めてしまうといった、消極的側面も存在することが指摘される。

1960年代後半には、国連における議論と並行する形で、国際法学説上も国際人権法と国際人道法を統一的に把握する立場が現れはじめる。それが「統合説」であり、この立場によると、両法体系は、法目的の共有という観点から将来的には統合へと向かうと主張される。しかしながら、その具体的な議論対象や理論的位置づけは必ずしも明らかではなく、統合説の代表格とされるピクテ (Jean S. Pictet) の議論においても、その前提となる実定法的基盤は脆弱であり、統合説は、法政策論的な性格を帯びた、将来のあるべき法 (*lex ferenda*) を示唆する議論であると位置づけられる。

(4) 「国際人権法と国際人道法の適用範囲」を検討した第2部、第3章の「武力紛争における人権法の適用範囲」では、現代国際法における主要な国際人権条約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、「人権および基本的自由の保護のための条約」(ヨーロッパ人権条約)、「人権に関する米州条約」(米州人権条約)が、武力紛争という文脈で実際にどのように適用されるかという問題に関し、詳細な実定法解釈上の検討がなされる。分析は次の2つの論点、すなわち、武力紛争時の人権条約の、①継続適用可能性(第1節)と、②域外適用可能性(第2節)について行われている。

第一に、武力紛争時の国際人権法の継続適用可能性(時間的適用範囲 *ratione temporis*)については、各人権条約の文言に若干の違いはみられるとはいえ、原則として人権条約における一般的規定は、緊急事態での「逸脱(*derogation*)」措置がとられない限りは、当該国家を拘束すると考えられる。もともと、「生命に対する権利」との関係では、法解釈上も国際人道法との間で規範内容が抵触する可能性が示される。この問題は、国際司法裁判所の1996年の「核兵器の威嚇又は使用の合法性」に関する勧告的意見で扱われており、また地域的人権機関の実行でも、とりわけ内戦に相当する状況について国際人道法の適用を同時に勘案する傾向がみられることが指摘されている。

第二に、人権条約の域外適用可能性(場所的適用範囲 *ratione loci*)については、人権条約の締約国はあらゆる個人の権利を保障する義務を負うのではなく、「領域」や「管轄」といった要件によってその範囲が制限されることが明らかにされる。場所的範囲としては、締約国の領域外であっても「管轄(*jurisdiction*)」の要件を介して適用可能とする傾向がみられる。とりわけ占領の場合には、実行においても適用可能性が認められてきている。他方で、権利受益者の範囲(人的適用範囲 *ratione personae*)に関しては、自国民(国内・在外)以外に外国人も含まれるかについては見解が一致しないことが指摘される。

(5) 第4章の「武力紛争における人道法の適用範囲」では、国際人道法の主要な条約である1949年ジュネーヴ諸条約及び1977年第一及び第二追加議定書が詳

細に検討される。国際人権法とは異なり、国際人道法は戦争や武力紛争の存在を前提として適用が開始される法であり、また対象とされる個人は、「捕虜 (prisoner of war)」や「文民 (civilian)」といった一定の属性を有するものと理解されていることから、分析は次の2つの論点、すなわち、「武力紛争 (armed conflict)」の存在の意味と受益者の範囲について、①国際的武力紛争 (占領を含む) の場合 (第1節) と、②非国際的武力紛争 (内戦) の場合 (第2節) とに分けて、それぞれ検討される。

第一に、国際的武力紛争については、1949年ジュネーヴ諸条約は、締約国間での「宣言された戦争 (declared war)」又はその他の「武力紛争 (armed conflict)」(事実上の敵対行為が生じればよい)、「占領 (occupation)」(敵対行為が生じなくともよい) に適用される。1949年ジュネーヴ第三条約 (捕虜条約) 上の「捕虜 (prisoner of war)」とは、敵の権力内に陥ったものであり、紛争当事国の軍隊構成員のほか、一定条件を満たす民兵隊・義勇隊構成員 (組織的抵抗運動団体の構成員を含む) を意味する。また、1949年ジュネーヴ第四条約 (文民条約) 上の「被保護者 (protected persons)」とは、紛争当事国の領域内にある敵国民、占領地域における被占領国及び中立国の国民であることが明らかにされる。なお、1977年第一追加議定書では、1949年ジュネーヴ諸条約の適用範囲がそれぞれ拡大されていることが示される。「武力紛争」については、人民の自決権行使による武力紛争が追加され、「捕虜」については、正規軍か非正規軍 (民兵隊・義勇隊) といった区別が除かれ、「人民を代表する当局」も含まれることとなった。同議定書における「文民及び文民たる住民」とは、広く「捕虜」ではないものとされ、文民条約上の「被保護者」に難民・無国籍者が加えられた。また、文民条約では被保護者に該当しなかったような者 (文民条約の非締約国国民・中立国国民・共同交戦国国民、敵対行為に参加し捕虜資格を有さない者等) についても、第一追加議定書第75条では基本的な保障が与えられることになったとされる。

第二に、非国際的武力紛争については、1949年ジュネーヴ諸条約の共通第3条は、「国際的性質を有しない武力紛争 (armed conflict not of an international character)」について適用されると規定しているが、その詳細については適用範囲を広範に確保する観点から定義されなかったという。また、受益者の範囲については、原則として「締約国の一の領域内」において「敵対行為に直接参加しない者 (persons taking no active part in the hostilities)」に対して適用されることとされている。1977年第二追加議定書は、共通第3条に比べて保護内容の拡充・詳細化が図られたが、適用範囲については逆に制限されることとなった。具体的には、同議定書の適用条件として、一方の紛争当事者が国家軍隊であり、また、反乱軍その他組織的武装集団には厳格な同議定書の実施能力が要

求されることとなったことが指摘される。

武力紛争における国際人権法と国際人道法の適用範囲に関する以上の考察を通じて、締約国が国際人権法と国際人道法上の義務を同時に負うのは次の2つの場合であることが明らかにされる。第一は、占領地域における「文民」についてであり、具体的には人権条約上の「管轄の下」にある個人（外国人）と、文民条約上の「被保護者」たる「敵国民」、第一追加議定書における「文民及び文民たる住民」について、国際人権法と国際人道法の「交錯」が問題となりうる。第二は、非国際的武力紛争（内戦）の場合であり、人権条約上の逸脱措置がとられず継続適用がなされる場合や、逸脱できない権利が適用されている場合に、同時に共通第3条や第二追加議定書が適用可能であれば、その場合の「敵対行為に直接参加しない者」については両法の適用が実定法解釈上も可能であることが示唆される。

(6) 第3部「裁判所による紛争処理過程における交錯」の5章「占領地域における人権法と人道法」では、占領地域における国際人権法と国際人道法の適用が実際に扱われた国際司法裁判所における2つの事例、すなわち、2004年の「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見（第1節）と、2005年の「コンゴ領における軍事活動」事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）判決（第2節）が検討される。国際司法裁判所はいずれの事件においても、武力紛争における国際人道法と国際人権法の関係については3つの場合、すなわち①国際人道法の対象、②国際人権法の対象、③両法の対象となる諸権利があると述べるに留まり、それぞれの対象の詳細については不明なまま残されたこと、国際司法裁判所はいずれの事件においても占領における両法の違反認定を行ったが、両法は関連性をもつことなく、それぞれ別個に適用され、両法の抵触やその場合の優先順位の確定といった意味での交錯は問題とされていないことが明らかにされる。

そのうえで、こうした結論が導かれた理由につき、国際司法裁判所の適用法規は条約や慣習法を含む国際法一般であることから、同裁判所は、広く国際人権法と国際人道法の両法の解釈適用権限を有するため、問題となる事態（占領）について各法が適用可能か否かを論証すれば足り、両法の交錯の問題を検討する必要がなかったからであるとされる。従って、占領については国際人権法と国際人道法の実体規定が重複して適用される可能性がある一方で、実際の適用事例では両法の交錯が問題とされていないのはこうした紛争処理フォーラム（裁判所）の性格に起因するものと考えられることが示される。

(7) 第6章の「内戦・非国際的武力紛争における交錯」では、とりわけヨーロッパ人権裁判所における2005年の「イサイェヴァ (*Isayeva*)」事件判決が扱われ、内戦における生命権の解釈過程において同裁判所が依拠した判断基準の法的性



格を手がかりに、内戦における国際人権法と国際人道法の交錯について検討が行われている。

ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約の解釈適用機関であるため、国際人道法を含む他の国際法を直接適用するための法的根拠を明示的には有していない。他方で、同裁判所では国家のみならず被害者たる「個人」が国家を相手に請求を行うことが可能であることから、武力紛争における個人の権利保障の問題が扱われる機会が生じた（第1節）。2つの「イサイェヴァ（*Isayeva*）」事件では、チェチェン紛争におけるロシア軍による空爆措置によって生じた生命権の剥脱の問題が裁判所において扱われ、かかる権利の解釈過程で裁判所は、形式的には国際人権法の枠組みに依拠しつつも、巧妙に国際人道法の基準を取り込んで問題を処理したことが指摘される（第2節）。

武力紛争から生じる問題を、もっぱら平時の権利義務関係を扱う人権裁判所が処理する過程で示してきた発展的解釈は、武力紛争においては国際人道法の履行確保が一般的には困難とされる現状に鑑みると、裁判所を通じた国際人道法の履行確保の可能性を示すものとして評価できる面があるとされる。しかし他方で、武力紛争の様相を呈するような強度の紛争について、法執行に関する国際人権法の枠組を用いて判断することは、実際には国際人道法上の緩やかな基準を導入せざるを得ないことで、人権法上の法執行の基準を緩める結果につながるという問題点も同時に指摘されている。

(8) 「結論」では、以上の議論が総括され、武力紛争において国際人権法と国際人道法が交錯する局面は、占領や非国際的武力紛争（内戦）といった場合に限られること、少なくとも占領に関しては、国際人道法の方がより詳細で手厚い保護を与えるものであり、国際人権法に補完的な役割を求める実益は乏しいこと、非国際的武力紛争については、そもそも国際人道法の実体規定が乏しく履行確保制度も不十分であることから、国際人権法による補完に期待が寄せられることは理解できるが、国際人権法が備える規範内容や実施手続は、そもそも武力紛争を想定して発展してきたものではないため、実際の適用については限界があるとの主張が展開されている。

以上のことから、武力紛争においても国際人権法の適用を確保しより広い保護を保障すべきだとして補完又は統合の議論を進めるよりも、むしろ国際人権法と国際人道法のそれぞれの特徴と違いを認識したうえで、それぞれが与える保護を一層充実させる方途を考えるほうが、両法の今後の発展にとっても望ましいとの結論が示されている。

## II. 本論文の評価

伝統的な国際法秩序は、国家による戦争意思の表明によって成立する「戦争

状態」を境に、日常的な国際関係を規律する「平時国際法」と、戦時の関係を規律する「戦時国際法」とに二元化されていた。二度の世界大戦を経て進展した戦争違法化を通じて、法的な意味での戦争状態が成立することはほとんどなくなったとはいえ、第二次世界大戦後も世界の各地で国際的・非国際的武力紛争は跡を絶たない。こうした武力紛争に際し、人道的な観点から戦闘の手段・方法を可能な限り規制し、戦争犠牲者（戦傷病者、捕虜、文民）を保護する目的で発展してきたのが、今日、国際人道法（または武力紛争法）と呼ばれる国際法の一連の規則である。

他方、伝統的な国際法の下では、人権の保障は、少数民族の保護や外国人の待遇といった一部の例外を除き、基本的には国内管轄事項とされ、それぞれの国の国内法に委ねられていた。しかし、ナチス・ドイツによるユダヤ人の虐待などの経験を経て、人権の保障が国際平和の礎でもあるとの認識が高まり、第二次世界大戦後は、普遍的・地域的な人権条約が多数成立し、人権の国際的保障のための国際法の一連の規則である国際人権法が飛躍的に発展することになった。

こうした伝統的国際法の下での戦時・平時の二元構造の崩壊や、国際人権法の発展という第二次世界大戦後の国際社会の変容を背景に、公の緊急状態に際し人権条約からの「逸脱」が認められる場合を除き、国際的・非国際的武力紛争においても、当初からそうした事態を想定して形成された国際人道法に加えて、国際人権法の適用可能性が理論上主張されるようになった。また、実際にも、冷戦後に多発する各地の民族紛争（内戦）での犠牲者の保護や、いわゆる「対テロ戦争」におけるテロリストの扱いをめぐる問題も、国際人権法が適用されるのか、国際人道法が適用されるのか、両法が適用されるかとして、その内容に抵触が生じる場合にいずれの法が優先するのかといった問題が議論されるようになった。加えて司法判断の場でも、国際司法裁判所が、1996年の「核兵器の威嚇又は使用の合法性」に関する勧告的意見で、武力紛争時の生命権の解釈をめぐる問題、国際人権法と国際人道法の両法が関係するとの判断を示し、その後も占領に関する事例で両法の適用関係が問題となったことから、武力紛争における国際人権法と国際人道法の関係をめぐる問題は、今日、国際法学が直面する最重要な課題の一つとして、学界でも多大の関心を呼んでいる。

本論文は、国際法学者の多くが関心を有し取り組んできたこうした重要な問題に、正面から果敢に挑戦した論文であり、その意義や学位請求者の研究能力は高く評価されるべきである。本論文の意義や学位請求者の研究能力として、とりわけ評価されるべき点は、具体的には次のような点である。

第一に、本論文の巻末に収録された「参考文献・資料」からも明らかのように、本問題を扱った先行研究には、膨大な日本語文献、外国語文献が存在する。

本論文は、日本語、英語文献のみならず仏語文献を含むこれら膨大な参考文献を渉猟し、両法の間係をめぐり理論・学説を「分離説」、「補完説」、「統合説」の3つに整理して、それぞれの主張内容やそれが主張された背景を歴史的な文脈に即して明らかにするとともに、現在通説的な地位を占めるとされる「補完説」（国際人権法と国際人道法は、それぞれ別個の法体系に属するとはいえ、武力紛争において両法は同時に適用され、一方が他方を補完する関係にある、とする説）を批判的に検討している。その結果、こうした主張が妥当する射程を確定する必要があること、そのためには、国際人権法と国際人道法が同時に適用される事態がどのような場合かをそれぞれの条約規定に即して具体的に明らかにし、またその適用機関の管轄範囲の違い（国際人権法の適用機関か、国際人道法の適用機関か、両法を適用できる機関か）を踏まえて、両法の具体的な適用関係を実証的に検討する必要があることを主張している。これまで一般的・抽象的な形で論じられることの多かった両法の間係を、こうした実証的な基礎に立って論じるための視点を提供している点に本論文の第一の意義を見出すことができる。

また、これらの考察を通じて、学位請求者の外国語読解能力、先行研究を整理・分析し問題点を発見する能力、問題点を解決するために適切な課題を設定する能力といった、研究者に必須の基本的能力がいかんなく発揮されていると評することができる。

第二に、本論文は、国際人権法と国際人道法が同時に適用される事態を確定するために、それぞれの関連する条約規定を詳細に検討した結果、①国際的武力紛争では、占領地域における「文民」について国際人権法と国際人道法の「交錯」が問題となりうること、②非国際的武力紛争（内戦）の場合には、人権条約上の逸脱措置がとられず継続適用がなされる場合や、逸脱できない権利が適用されている場合で、同時にジュネーブ条約共通第3条や第二追加議定書が適用可能であれば、その場合の「敵対行為に直接参加しない者」については両法の適用が実定法解釈上も可能であるとの結論が導き出されている。従来、適用場面を十分に明らかにすることなく、一般的な形で両法の交錯を語るが多かった先行研究に対する批判として、その射程を具体的に明らかにした点に、本論文の第二の意義がある。

また、ここでの考察を通じて、単に条約文の文言解釈にとどまることなく、条約の趣旨目的を踏まえ、争点に関連する国際判例を駆使しながら、具体的な結論を導き出す条約解釈の手法が示されており、学位請求者の実定国際法解釈能力の高さをうかがい知ることができる。

第三に、両法の適用関係が裁判で問題となった事例の分析では、国際司法裁判所とヨーロッパ人権裁判所の適用法規についての管轄範囲の違いに着目した

精緻な判例分析が行われている。とりわけ、もっぱらヨーロッパ人権条約の解釈適用機関であるヨーロッパ人権裁判所が、チェチェン紛争におけるロシア軍による空爆措置によって生じた生命権の剥脱の問題が争点となった「イサイエヴァ (Isayeva)」事件で、形式的には国際人権法の枠組みに依拠しつつ、巧妙に国際人道法の基準を取り込んで問題を処理したこと、その意味では「補完説」が主張する国際人権法と国際人道法の補完関係が実際の裁判でも認められることを明らかにしつつも、そのことが、かえって国際人権法の厳格な基準を緩めてしまう危険を指摘している点は、当該判例についての極めて独創的な解釈であり、先行研究に一石を投じるものとして評価できる。

以上のような本論文の意義と学位請求者が示した高度な研究能力についての肯定的評価を前提としつつも、審査委員からは、以下のような課題も指摘された。

第一に、本論文のタイトルにも使用されている「交錯」という用語は、きわめて多義的であり、文脈により異なる意味に使用されている。もちろん本論文では、第2章第3節の「『交錯』の多義性」の部分で、その点が自覚的に扱われているが、なお十分に明確でない感は否めない。「交錯」の具体的な形態には、同じ事態に両法が矛盾することなく並行適用される場合や、両法が同時に適用可能であるが、内容が抵触しその優先順位が問題となる場合など、いくつかの異なる場面が考えられる。こうした「交錯」の類型を明確にしたうえで、それぞれの類型が問題となっているかを論じていれば、本論文はより論旨明瞭なものになったと考えられる。

第二に、両法の間をめぐる理論・学説が現れた歴史的な文脈についての考察が行われているとはいえ、その背後に存在したであろう植民地独立戦争、独立後の分離紛争、冷戦後の民族紛争、「対テロ戦争」といった現実の国際政治状況との関連性が必ずしも明確ではない点があげられる。これらの点に配慮した記述が行われていれば、本論文は国際政治の現実と根差したより真実味のあるものになったと考えられる。

もともと、こうした若干の課題が残るとはいえ、先述した本論文の意義とその考察の過程で示された学位請求者の高度な研究能力に鑑み、審査委員は一致して、本論文が課程博士論文に値するものであるとの結論に達したことを報告する。